

第一種フロン類充填回収業者登録（更新）申請書に係る申請手数料の納付方法が変わります！！

鹿児島県の収入証紙が令和8年9月30日をもって販売終了することに伴い、申請手数料の納付方法が変わります。

※ 既に購入済みの収入証紙は、令和9年3月末まで使用できます。

運用開始日：令和8年10月1日

令和8年10月1日以降は、以下のいずれか1つの方法にて手数料をお支払いください。

① キャッシュレス決済

- ・ 受付窓口にてクレジットカード、コード決済、電子マネーによる納付ができます。
- ・ 1つの申請に対して1つの決済方法で納付してください。
- ・ 発行される明細のうち「取引明細書」を申請書類と一緒に提出してください。

② 現金収納窓口での納付

- ・ 県が収納事務を委託した団体の支払窓口で現金により納付できます。
- ・ 領収証（納付証明書）を申請書に添付してください。
- ・ 支払窓口はHP掲載のとおりです。

③ キャッシュレス対応納付書

- ・ キャッシュレス対応納付書による納付をご希望の方は、事前に「納付書発行依頼票」を受付担当窓口にご提出ください。
- ・ 納付方法等詳細は納入通知書に同封されているお知らせをご覧ください。
- ・ 金融機関窓口やコンビニエンスストアで支払いを行った場合、領収証書を申請書類と一緒に提出してください。
- ・ キャッシュレス決済（スマホ決済、クレジットカード等）で支払いを行った場合、支払い完了が確認できる画面等を申請書類と一緒に提出してください。

○ 納付方法でご不明な点は以下お問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先

廃棄物・リサイクル対策課リサイクル推進係

T E L : 099-286-2594

E-mail: recycle @pref. kagoshima. lg. jp